■第5章 経験・教訓の伝承と支援のリレー



大規模に崩落し県道を塞いだ妙見(浦柄橋から)



1 被災自治体の経験と教訓をどう活かしていくか

被災自治体である小千谷市は、震災から立ち上がるために市民と行政で復興計画を作り、その計画に基づいた事業を実施してきました。そして、その事業の進み具合について共に検証・修正しながら 10 年間をあゆんできました。この 10 年間のあゆみの中には様々なつらい経験も、うまくいった、あるいはうまくいかなかった教訓も含まれています。

災害が発生しなければ復興に携わる機会はおそらくなかったと思われますが、復興のプロセスの中で得られた数々の経験や教訓は実際に体験しなければ分からないものが多く、実は非常に重要なものであることが様々な場面で指摘されてきました。

中越大震災以降、新潟県中越沖地震や東日本大震災など様々な災害が発生する中で、被害を受けられた方々は、当時の私たちと同じように不安を抱え、つらい思いをしています。大震災からの復興に取り組んできた私たちのこの経験と教訓をただ蓄えておくのではなく、他の被災地の方々に向けてどのように発信し、活用していただくのか検討する必要があります。

2 経験と教訓のリレー

中越大震災の発生当時、市民も行政も、巨大な自然災害にどう対応していけばいいか、これから どんな支援が必要なのかといった復旧・復興活動の基礎となるべき情報や経験を持っていませんで した。

行政が初めてのことに悩みながら対応を進めていく中で、応援に駆け付けてくれた神戸市の職員は、小千谷市の職員に多くの有益な情報や対処法を自らの経験を交えながら教えてくれました。神戸市は、平成7(1995)年に阪神・淡路大震災を経験し、震災における対応法や支援ニーズなど様々な経験と教訓を持っており、その貴重な情報を伝えてくれたのです。しかも、自分たちのやり方を押し付けるのではなく、見守りの立場から的確なアドバイスをいただきました。

また、市民に対して全国から温かい支援の手が差し伸べられる中で、やはり阪神・淡路大震災の 被災地から多くの支援が寄せられました。その中でも、阪神・淡路大震災を契機に本格化した災害 ボランティアの活動が中越大震災でも支援の大きな役割を果たし、阪神等で活躍したボランティア や、かつて被災をされたたくさんの方々が小千谷の復興のために尽力してくれました。

このように、私たちも過去の災害被災地から、様々な支援とともに経験や教訓をリレーとして受け継ぎながら、復興に向けてあゆんできたのです。

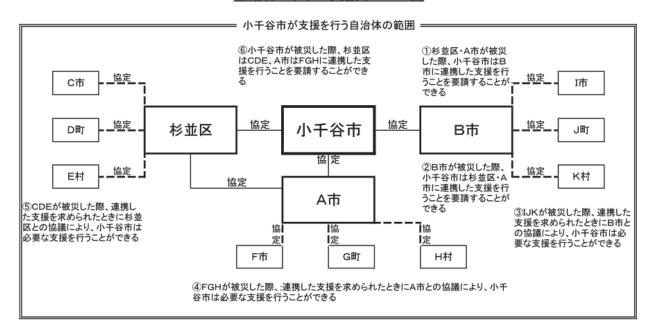
3 自治体間の新たな連携の形

東日本大震災のような広域的な災害が発生した時には、近隣自治体との連携だけでなく、地理的に遠い自治体との連携も必要になります。例えば、平成 16 (2004) 年 5 月に結んでいた災害時相互援助協定によって東京都杉並区から手厚い支援をいただき、それが復旧復興への大きな力となりました。東日本大震災発生時には、杉並区を介して、同区と協定を結んでいた南相馬市への支援要請があり、すぐに避難者の受け入れ等を行いました。友人の友人を救いたい、その支援が縁となり、そういった友好関係にある自治体間だけでなく、その友人である自治体への直接的な支援の輸が、国を介さず複数の自治体同士で直接支援を行うことを目的とした「自治体スクラム支援会議」の結成に発展し、自治体間の新たな連携の形として注目されています。

スクラム支援会議とは…

東京都杉並区と同区が災害時相互援助協定を結んでいる4自治体(設立時)で構成する会議。東日本大震災で大きな被害を受けた南相馬市に対し、初動対応から今日まで連携・協力しながら支援するとともに、災害時における基礎自治体の自主活動を一層促進するために必要な災害救助法の改正に向けた取り組みを推進していくことを目的に、平成23年4月8日に設立された組織。平成25年4月現在の構成団体は7自治体。

自治体スクラム支援イメージ図



防災協定については、スクラム支援会議をきっかけに協定締結に至った南相馬市のほか、千葉県 浦安市、茨城県日立市とも締結し、災害に対する備えの輪が広がっています。

その他、震災発生後に被災調査などの対応に苦慮した経験から、小千谷市が中心となり「中越大震災ネットワークおぢや」(詳細は 100ページ)という団体を組織しました。これは、災害発生時に自治体が直面しなければならない災害特有の対応について、蓄積された経験と教訓を共有するとともに、ノウハウを提供する人的なつながりとして設立したものです。

全国の74 自治体が加盟し、研修会を通じて経験と教訓を伝える活動をしており、実際の災害時には被災地に赴き、災害時の緊急対応への支援を行っています。この独自の取り組みが評価され、総務省主催の第18回防災まちづくり大賞(平成26年1月)で最高の総務大臣賞を受賞しました。このような形で、小千谷市が受けた支援のバトンは、他の自治体へと確実にリレーされています。

4 次世代に、あるいは全国への継承

我々が受け取ったバトンに、自分たちの経験と教訓を合わせて、震災後に生まれ育った次世代に、 あるいはこれから災害が予測される全国に、リレーし継承していくことは大切なことです。

震災から 10 年を迎え、市内では当時の様子をほとんど覚えていない、あるいは生まれていなかった市民が増えています。また、災害を経験していない地域では、かつて私たちの多くがそうだったように、災害に対してのそなえが整っていなかったり、心構えができていないものです。そういった次世代や全国の人々にも、我々が体験した、大変だったあの経験と教訓をぜひ活かしてもらうために、記録の発信や語り部活動など様々な方法で継承していく必要があります。

5 「中越大震災の日」の制定

中越大震災の記憶を忘れることなく、経験と教訓を次世代に、あるいは全国に語り継いでいくことは小千谷市の責務と考えます。

そこで、市民一人ひとりが防災意識を高め、安全・安心に対する誓いを新たにする日として、毎年10月23日を「中越大震災の日」として制定しました。毎年この日を中心に、防災訓練の実施や防災教育を行い、経験と教訓を次世代に継承し、全国に発信していくこととします。

小千谷市「中越大震災の日」を定める条例

(平成26年9月22日条例第39号)

(趣旨)

第1条 平成16年10月23日に発生し、一瞬のうちにかけがえのない多くの生命と 財産を奪い、本市に未曾有の被害をもたらした新潟県中越大震災の経験と教訓をいつ までも忘れることなく継承するとともに、市民一人一人が防災意識を高め、安全、安 心に対する誓いを新たにする日として、中越大震災の日を定める。

(中越大震災の日)

第2条 中越大震災の日は、10月23日とする。

附則

この条例は、平成26年10月23日から施行する。